

	第4次計画原案 関係施策	骨子案からの変更点等	備考
1	(指標)	<p>○第3次計画の指標を精査の上、次期計画原案では不要なものは削除し、項目により目標値の設定の仕方を見直すなど、整理しました。 今後さらに、どのような指標が望ましいか、第5次計画に向けて検討してまいります。</p>	<p>【委員意見】 ○最終目標と基本目標との関係が本当にどこまであるのかよく分からないものや、基本目標に対して指標項目が適切なのかどうかも、ちょっと検証し切れないようなものがあると考えている。論理関係がはっきりしない指標が結構あるので、少し整理してほしい。</p>
2	<p>1 消費者被害の防止とネットワーク強化 (1)相談体制の充実 ○高齢者・障害のある人・外国人など、多様な消費者に対応する相談体制の充実 (4)見守りネットワークづくり ○地域の特性を生かした見守りネットワーク構築、消費者安全確保地域協議会設置の促進</p> <p>2 消費者市民を育む教育の推進 (2)消費者教育や地域の活動を担う人材の育成 ○福祉団体・事業者等に対する消費者教育の推進</p>	<p>○次期計画原案の各取組の説明の中で、それぞれ高齢者・障害のある人・外国人への対応について記載しました。</p>	<p>【委員意見】 ○体系図の“具体的な取組”について、項目により、高齢者や障害者という言葉が入っていたり入っていなかったりするもので、すべての消費者が対象となるように記載し、取組を実施してほしい。</p>
3	<p>1 消費者被害の防止とネットワーク強化 (2)関係機関との連携・制度の活用 ○消費者団体との連携、消費者団体訴訟制度の活用に向けた支援</p>	<p>○次期計画原案の“具体的な取組”に「消費者団体との連携」という文言を入れ、説明の中にも支援を行う旨を記載しました。</p>	<p>【委員意見】 ○適格消費者団体の活動を支援するという事も計画に入れてほしい。</p>
4	<p>1 消費者被害の防止とネットワーク強化 (4)見守りネットワークづくり</p>	<p>○次期計画骨子案では「(4)安全・安心ネットワークづくり」としていましたが、内容をわかりやすくするため、次期計画原案では国等が使っている「見守りネットワーク」という表現に変更しました。</p>	<p>(事務局修正)</p>
5	<p>1 消費者被害の防止とネットワーク強化 (4)見守りネットワークづくり ○地域の特性を生かした見守りネットワーク構築、消費者安全確保地域協議会設置の促進</p>	<p>○次期計画骨子案では見守りネットワーク構築と協議会設置を分けて項目をつくりましたが、原案では“具体的な取組”を1つの項目としました。</p>	<p>【委員意見】 ○「安全・安心ネットワークづくり」について、設置が難しいところは消費者安全確保地域協議会ではなく他の形でのネットワークということになるかもしれないが、基本的には地域協議会の設置を目標にすべきだろうと思う。その上で、地域協議会を設置した後の活動の状況を県が支援する、頑張っているところの事例を報告するとか、地域協議会同士の交流会を持つとか、県が指導して設置の促進、できたところの活動支援といったことを計画に入れてほしい。</p>

	第4次計画原案 関係施策	骨子案からの変更点等	備考
6	2 消費者市民を育む教育の推進 (1)成年年齢引下げを踏まえた若年者への消費者教育の推進 ○保護者に対する消費者教育や情報提供の充実	○次期計画原案の取組の説明の中で「Webサイト等の活用により、多様なライフスタイルに応じた教育機会の確保の推進」を記載しました。	【委員意見】 ○保護者を平日の昼間集めるのは難しいと思うが、保護者に対する消費者教育はどのように実施する予定なのか。
7	2 消費者市民を育む教育の推進 (2)消費者教育や地域の活動を担う人材の育成 ○消費者教育コーディネーターによる教育の推進	○「消費者教育コーディネーターの育成と活用」と「消費者教育に携わる期間・団体等の連携強化」は一体的な内容のため、次期計画原案“具体的な取組”の項目を統合して「消費者教育コーディネーターによる教育の推進」としました。	(事務局修正)
8	2 消費者市民を育む教育の推進 (2)消費者教育や地域の活動を担う人材の育成 ○消費者教育コーディネーターによる教育の推進 ○福祉団体・事業者等に対する消費者教育の推進 ○地域における消費生活サポーター、シニア応援団の育成	○次期計画原案の取組の説明の中で「講座受講者のフォローアップの実施、活動しやすい環境づくりの促進」を記載しました。	【委員意見】 ○消費者教育コーディネーターの育成について、養成講座受講後の具体的なフォローアップ、バックアップ体制の強化も、取組の中に入れてほしい。
			【委員意見】 ○サポーター養成講座について、毎年それなりの人数の方が受講されていると思うが、課題は、その後、その方たちが地域でいろんな消費者関連の活動をするということにつながっていないんじゃないかということ。養成講座を受講された方について、その後またお声かけをして、その後の活動支援ということをぜひ取組に入れてほしい。受講後どのような形で活動してもらおうか、という観点で講座を組み立てて、開催日時もいろいろと対象者を設定するとよい。
9	2 消費者市民を育む教育の推進 (2)消費者教育や地域の活動を担う人材の育成 ○地域における消費生活サポーター、シニア応援団の育成	○第3次計画では「第4章 事業計画」の各事業内容の説明の中で「サポーター養成講座」を挙げていたが、「第3章 計画の内容」の取組の説明に記載がなかったため、次期計画原案では“具体的な取組”に地域の活動を担う人材である「消費生活サポーター」の育成を追加しました。	(事務局修正)
10	2 消費者市民を育む教育の推進 (3)多様化・複雑化する消費生活への対応 ○カスタマーハラスメント防止についての啓発の推進	○近年、様々なハラスメント対策の重要性が認識されてきており、消費生活の分野でも、顧客側の著しい迷惑行為である“カスタマーハラスメント”について、国が企業向けの対策マニュアルを作成するなど、対策の重要性が増していることから、次期計画原案の“具体的な取組”に「カスタマーハラスメント防止についての啓発の推進」を追加しました。	(事務局修正)

	第4次計画原案 関係施策	骨子案からの変更点等	備考
11	2 消費者市民を育む教育の推進 (4)持続可能な社会の形成に向けた教育の推進 ○ちばエコスタイルの推進	○第3次計画では「第4章 事業計画」の各事業内容の説明の中で“ちばエコスタイル”を挙げていましたが、環境問題の要因として消費生活と切り離せないゴミ問題の対策が重要であるため、ごみを減らすために、身の回りのできることを実践するライフスタイル“ちばエコスタイル”の推進を次期計画原案の“具体的な取組”に追加しました。	(事務局修正)
12	3 安全・安心な消費生活の確保 (1)事業者に対する適正な指導と悪質事業者に対する取締の強化 ○法令や条例に基づく調査体制の強化と事業者指導・行政処分	○「取引における適正な事業活動の促進」と「法や条例に基づく調査体制の強化と事業者指導・行政処分」は一体的な内容のため、次期計画原案“具体的な取組”を1つの項目としました。	(事務局修正)
13	3 安全・安心な消費生活の確保 (2)商品・サービスの安全・安心の推進 ○商品・サービスの規格・表示・包装・計量等の適正化の推進	○「事業者の法令順守意識の醸成」は「商品・サービスの規格・表示・包装・計量等の適正化の推進」と関連している内容のため、次期計画原案“具体的な取組”の項目について、前者を後者に含めることとしました。	(事務局修正)
14	3 安全・安心な消費生活の確保 (1)事業者に対する適正な指導と悪質事業者に対する取締の強化 ○国、他都道府県、市町村や警察との、悪質事業者等に関する情報共有や連携体制の強化	○次期計画原案の“具体的な取組”の中に「警察」の文言を記載しました。	【委員意見】 ○警察や近隣都県との連携の一層の充実、強化について、“具体的な取組”の項目に警察を入れてほしい。
15	3 安全・安心な消費生活の確保 (2)商品・サービスの安全・安心の推進 ○公益通報者保護制度の周知・啓発	○第3次計画では「第4章 事業計画」の各事業内容の説明の中で、県が許認可した事案など、県が通報先となる場合について“公益通報者保護制度の適正な運用”を挙げていましたが、公益通報者保護法が改正され、令和4年6月に施行されるなど、通報者の保護という側面だけではなく、企業等にとっても自浄作用を発揮させるきっかけにもつながるという意義が重要となっていることから、次期計画原案“具体的な取組”に「公益通報者保護制度の周知・啓発」を追加しました。	(事務局修正)